牛の肝臓	0.02ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02ppm
牛の食用部分	0.02ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.01ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のエトプロホスの項、オキシベンダゾールの項、クロルエトキシホスの項、コリスチンの項、ジクロスラムの項、チアゾピルの項及びトリブホスの項を削る。

○農林水産省告示第四百九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表診断液の部中

「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤）	73,800	0	6	0
「ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤）	73,800	0	6	2
ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（不活化マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白吸収剤）（予備的検出用）	55,900	0	6	2

を　に

」　」

改める。

○農林水産省告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市西春近四二四〇の一、四二四〇の三から四二四〇の五まで、四二四〇の四〇、四二四〇の四一、四二四〇の四九から四二四〇の五三まで、四二四〇の五九、四二四〇の一九八、四二四〇の一九九、四二四〇の二〇一から四二四〇の二〇七まで、四二四〇の二三一から四二四〇の二三五まで、四二四〇の二三七から四二四〇の二四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西春近四二四〇の一、四二四〇の四、四二四〇の五、四二四〇の四〇、四二四〇の四一、四二四〇の四九、四二四〇の五〇（次の図に示す部分に限る。）、四二四〇の二三一、四二四〇の二三二・四二四〇の二四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字樋口字管沢七八、七九の一から七九の一〇まで、字山際一二五二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字管沢七九の一から七九の一〇まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字山際一二五二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町福島二の一、二の三四、二の三五、三の一、三の二（次の図に示す部分に限る。）、三の三、三の七（次の図に示す部分に限る。）、三の八から三の二二まで、三の二四から三の二六まで、三の二八から三の三四まで、三の三七、三の三九、三の四一、三の六〇、三の六三、九七の一から九七の四まで、九七の八、九七の一〇、九九、一〇〇、二四二の一（次の図に示す部分に限る。）、二四二の二、二四二の三、二四二の一五、二四二の一八、二四二の一九、二四二の二一

二　指定の目的　水源のかん養